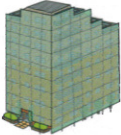
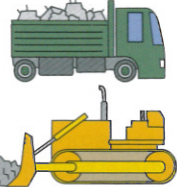


6.補償内容

(1)賠償に関する補償(工事賠償責任保険)

補償の対象となる主な損害	(1)対象工事遂行中の対人・対物事故(請負事故) (2)対象工事の結果が原因となって工事終了後10年以内に生じた対人・対物事故(生産物事故) (3)対象工事遂行中の管理下財物^(※)の損壊 (※)貴社が占有または使用している財物、直接作業を加えている財物および他人から借りている財物をいい、取付商品は含まれません。 (4)生産物事故と同時に発生した完成後(修理後)物件自体の損壊^(※) (※)完成後物件のうち、事故原因となった作業対象物単独の損害については対象となりません。 (5)事業用施設・付随業務担保 加入会員が所有・使用・管理する本社建物(事業用施設)、仮設の従業員宿舍、仮設資材置場(仮設施設)等の管理上のミス等が原因で生じた事故や、加入会員の営業活動・事務等(付随業務)の遂行中に生じた事故。(施設事故) (6)発注者責任担保 加入会員が元請けとなる対象工事において、発注者(施主)が賠償責任を問われた場合における発注者の責任。 (7)人格権侵害 不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害により賠償責任を負った場合。 (8)初期対応費用 (a)対人・対物・人格権侵害事故が発生した場合の担当者の派遣費用、事故現場の保存費用・取り片づけ費用、事故原因調査費用、通信費等の初期対応を行うために支出した社会通念上妥当な費用。 (b)対人事故が発生した場合に負担した、社会通念上妥当と考えられる被害者への見舞金または見舞品の購入費用。 (9)訴訟対応費用 対人・対物・人格権侵害事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した社内的コスト。^(※) (増設コピー機リース費用、担当者の超過勤務手当・交通費・宿泊費、意見書・鑑定書の作成依頼費用等)。 (※)額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。	
	次のような損害賠償金や諸費用についてお支払いします。 (1)損害賠償金^(※) (2)賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用^(※) (3)求償権の保全・行使等の損害防止・軽減に必要なまたは有益な費用^(※) (4)事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 (5)保険会社の要求に伴う協力費用 (6)初期対応費用 (7)見舞金・見舞品(対人事故の場合) (8)訴訟対応費用 (※)これらについては、支出前に保険会社の承認が必要になりますのでご注意ください。 ①(1)の損害賠償金については、次の計算式によりお支払いする保険金を算出します。(損害賠償金-自己負担金額) ②上記①により算出した額と、(2)~(5)の額を合算して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ③(6)~(8)の費用は、その合算額を500万円(1事故あたり)を限度にお支払いします。ただし(7)については、被災者1名あたり10万円が限度となります。	 
補償対象とならない主な損害	(1)保険契約者または被保険者の故意による事故。 (2)土地の掘削・地下・基礎工事に伴って発生した地盤変動、土砂崩れ、振動等が原因となって生じた工作物・植物・土地や建物等の損壊および地下水の増減に起因する損害。 (3)引き渡してから10年をこえる期間を経過した完成・修理後物件に起因する事故。 (4)被保険者の使用人の業務従事中の死亡、ケガ、疾病に起因する賠償責任。 (5)予防措置を取らずに行われた作業による塗料・その他の塗装用材料・鉄粉・鉄錆・火の粉の飛散損害。 (6)ちり、ほこり、騒音に起因する損害。 (7)戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、または地震、噴火、洪水、津波または高潮。 (8)自動車(工事場内工作車・構内専用車による事故を除きます)、航空機による事故。 (9)他人との特別な約定により加重された賠償責任。 (10)被保険者が借りているリース機械等を損壊したことに起因する損害。 (11)被保険者の故意による対象工事に関する法令違反による損害。 (12)工事遂行に起因しない火災(放火など)で、被保険者に法律上の賠償責任が生じない場合。 (13)日本国外で行われた工事または日本国外でなされた損害賠償請求による損害、その提起した者に係る損害。 (14)日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合、その提起した者に係る損害。 (15)石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害。 (16)核燃料物質、核原料物質等の有害な特性またはその作用に起因する損害。 (17)排水または排気(煙を含みます)に起因する損害。 (18)汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出に起因する事故(ただし、不測かつ突発的かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、保険会社に通知されたものは免責としていません)。 (19)事故の予防措置に要した費用。 (20)工事遅延が発生したことに起因する賠償責任。 (21)他人から支給された工事用資材や設置工事の目的物の損壊に起因する損害。 (22)対人・対物事故を発生させることなく、他人の所有する財物の使用を阻害したことに起因する損害。 (23)土木工事で上・下水道管、ガス管、電線、電話線等の地下埋設物を損壊したことに起因する損害。 (24)次の行為による人格権侵害に起因する損害 ・犯罪行为 ・被保険者による採用・雇用・解雇に関して行われた不当行為 ・事実と異なることを知りながら行われた不当行為 等	

(2)工事物件に関する補償(組立保険)

保険の対象	工事現場における次に掲げるものをいいます。 ①工事の目的物 ②①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物 ③工事用仮設物(①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。) ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りします。) ⑤工事用材料および工事用仮設材 ※③~⑤に掲げるものは、保険の対象とする工事専用でない場合には、保険の対象に含まれません。 ※次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。 a.据付機械設備等の工事用仮設物(据付費および付帯設備工事費を含みます。)および工事用機械器具ならびにこれらの部品 b.航空機、船舶、水上運搬用具、機関車、または自動車その他の車両 c.設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物 d.触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物 e.原料または燃料その他これらに類する物	 
補償の対象となる主な損害	工事現場における不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害およびそれに伴って次の①~④の費用を支出することによる損害 ①保険の対象以外の物の原状復旧費用 損害が生じた保険の対象を復旧するために保険の対象以外の物の取りこわしを必要とする場合に、その物をとりこわし直前の状態に復旧するための費用 ②残存物の解体および取片づけ費用 損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な解体費用、取りこわし費用、取り片づけ清掃費および搬出費用 ③特別費用 損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を除きます。)ならびに残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金の費用 ④臨時費用 保険の対象が損害を受けたために臨時に生じた費用	 
お支払いする保険金	〈基本補償〉 対象工事ごとの 保険金額* ≥ お支払いする保険金 = 復旧費 (※1) - 残存物 価額(※2) + 損害の拡大防止 費用(※3) - 被保険者 自己負担額(※4) *1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いいたします。 (※1)復旧費:損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用をいいます。 ※復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出いたします。ただし、仮工事の目的物、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器・備品についての復旧費は、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって定め、1回の事故につき、保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額を限度とします。また、次に掲げる費用は復旧費に含めません。 ①仮修理費。ただし、引受保険会社が、本修理の一部をなすと認めた費用は復旧費に含めます。 ②工事内容の変更または改良による増加費用 ③保険の対象の損傷復旧方法の研究費用 ④保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用 (※2)残存物価額:損害の生じた地および時における損害の生じた保険の対象の残存物の価額をいいます。 (※3)損害の拡大防止費用:損害の拡大防止のために必要または有益な費用(ただし、引受保険会社が承認したものに限りします。)をいいます。 (※4)被保険者自己負担額:1回の事故につき、それぞれの対象工事ごとに適用されます。	